



平成21年 5月28日

各 位

会 社 名 昭和ゴム株式会社
代表者名 取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石
(TEL. 04-7131-0181)

取締役及び監査役に対するストックオプションに関するお知らせ

当社は、平成21年5月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条、第240条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対し、下記のとおりストックオプション報酬額設定及びストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成21年6月29日開催予定の当社第108回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社取締役及び監査役に対する報酬と当社の業績や株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的とし、以下に記載のとおり、行使に際して払い込みをなすべき金額を1株当たり1円とする新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役及び監査役
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式650,000株
- (3) 新株予約権の総数
6,500個
なお、新株1個当りの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は、100株とする。
- (4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
金銭の払込を要しないこととする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
各本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。
- (6) 本新株予約権の権利行使期間
平成21年10月1日から平成31年9月30日までとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
 - ① 各本新株予約権の1個を分割して行使できないものとする。
 - ② 権利行使時に取締役又は監査役の地位にあることを要する。
 - ③ 新株予約権の割当を受けた取締役及び監査役は、その地位を喪失したときに本新株予約権は失効する。ただし当社取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合はその限りでない。
 - ④ 行使時の東京証券取引所の公表する当社株価が1株当たり150円を超えていることを要する。

- (8) 本新株予約権の取得条項
当社は、当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案等が承認され、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、本新株予約権を無償で取得することが出来る。また、新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡は出来ない。
- (10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
1株当たり1円を資本に組み入れる。
- (11) 割当て先
平成21年5月28日の取締役会開催時点の取締役8名及び監査役3名に割り当てる。
- (12) 割当て日
平成21年9月1日
- (13) 取締役会への委任
上記に定めるもののほか、本新株予約権に関する事項は、平成21年6月29日開催予定の当社第108回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定する。

以上